

産業建設委員会

期日：平成 28 年 6 月 9 日(木)

午前 10 時

場所：第 1 委員会室

1 開 会

2 委員長挨拶

3 理事者挨拶

4 議案審査

(1) 議案第 71 号「財産の処分について」

資料 No. 1

(2) 議案第 73 号

「平成 28 年度飯田市一般会計補正予算（第 1 号）案」のうち、当委員会付託分
【裏面付託一覧表】

5 請願・陳情審査

資料 No. 2

(1) 28 陳情第 2－2 号(継続審査)

①要旨

市に対し、公共工事設計労務単価引き上げを受け、建設労働者の適正賃金確保
に向けた取り組みを求める

②陳情者住所氏名

飯田市鼎下山 839 番地 1
飯下建設産業労働組合連合会
会長 壬生 一 氏

6 閉会中の継続審査の申し出について

資料 No. 3

7 閉 会

議案第 73 号 平成 28 年度飯田市一般会計補正予算（第 1 号）案
付 託 表

【産業建設委員会】

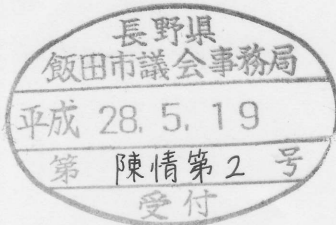
1 歳入

款	項	目	議案頁
15 財産収入	2 財産売却収入	1 不動産売却収入	10

2 歳出

款	項	目	議案頁
7 商工費	1 商工費	5 工業振興費	14
11 災害復旧費	1 農林水産施設災害復旧費	10 農林単独災害復旧事業費	14
	2 公共土木施設災害復旧費	10 土木施設単独災害復旧事業費	14

3 債務負担行為補正



陳 情 書

平成28年2月17日

飯田市議会議長
木下 克志 様

陳情者 飯下建設産業労働組合連合会
代表者 会 長 壬 生
住 所 飯田市鼎下山839番地1



- 1、件 名 公共工事設計労務単価引き上げを受け、建設労働者の適正賃金確保に向けた取り組みを求める陳情
- 2、陳情趣旨 国内の建設産業はいま、大きな転換期にあります。これまで続いてきた建設投資の減少や受注競争の激化等により、建設現場で働く技能労働者等の処遇悪化や高齢化に加え、若年入職者の減少という構造的な課題が生じました。住宅やインフラの整備・保全、防災・減災と大規模災害時への対応という、社会に不可欠な役割を担う建設産業を守り、盛り上げていくために、産業平均より26%も低い水準である建設労働者の賃金を引き上げ、前述の構造的な課題を解決していく必要があります。しかし、公共工事現場で実際の賃金と公共工事設計労務単価を比較したところ単価の6割ほどとなっていました。職種により異なりますが4,000円から10,000円以上の差があり、まだまだ設計労務単価の水準に至っていません。2015年4月には「担い手三法（公共工事の品確法、入契法、建設業法）改正法が施行・運用開始されました。品確法では、担い手の中長期的な「育成・確保の促進」を新たに目的として追加し、その実現のための「発注者責務」等を明記しており、適正な工期設定や歩切り根絶、ダンピング防止、さらに受注者が適正な利潤を確保するための予定価格の適正な設定など、従来にない踏み込んだ法改正となり、各自治体へもその具体化が求められ、最終下請業者にいたるまで法定福利費が支給される仕組みを作ることも喫緊の課題となっています。飯田市民の住環境整備の担い手である建設業従事者の生活と福祉の向上実現にご尽力頂きたく、下記事項について陳情いたします。

記

- 1 貴自治体発注工事を受注した業者に対し、公共工事設計労務単価を提示し、2013年3月29日付、2013年10月29日付、2015年1月30日付、2015年9月1日付、2016年1月20日付、国交省発「技能労働者の適切な賃金水準確保等に関する要請等」について説明するなど周知を行なってください。
- 2 公共事業発注者として、平成24年度からの3度にわたる公共工事設計労務単価の引き上げが、若年入職者の確保と、技能労働者の処遇改善につながるような配慮をしてください。
- ~~3 公共工事の現場で働く労働者や、委託業務の労働者の賃金下限額を定め、地域事業者の経営の安定にも効果的である公契約条例の制定に向け検討を進めてください。~~

平成 28 年 6 月 9 日

飯田市議会議長 様

飯田市議会
産業建設委員長

閉会中の所管事務調査に係る継続審査の申し出について（案）

飯田市議会委員会条例(昭和 44 年条例第 30 号)第 2 条に規定する所管事務について、閉会中に所管事務調査として第 5 次基本構想基本計画の平成 27 年度実績評価をすることと決定したので、飯田市議会会議規則（昭和 54 年議会規則第 1 号）第 98 条第 1 項及び第 104 条の規定により申し出ます。

記

- 1 目的 飯田市自治基本条例第 22 条第 2 項に基づき、執行機関の活動を監視、評価することで適正な行政運営の確保に努めるため
- 2 方法 「平成 28 年度議会による行政評価実施要項」に基づいて実施する
- 3 期間 平成 28 年 6 月 16 日から平成 28 年 8 月 29 日まで
- 4 閉会中の継続審査の理由
第 5 次基本構想基本計画の施策を中心とした平成 27 年度実績に関し、執行機関の評価結果を基に議会としての評価を行い、その結果を 9 月定例会の決算認定へ反映させるため